

共同募金配分事業の 実施上の注意事項

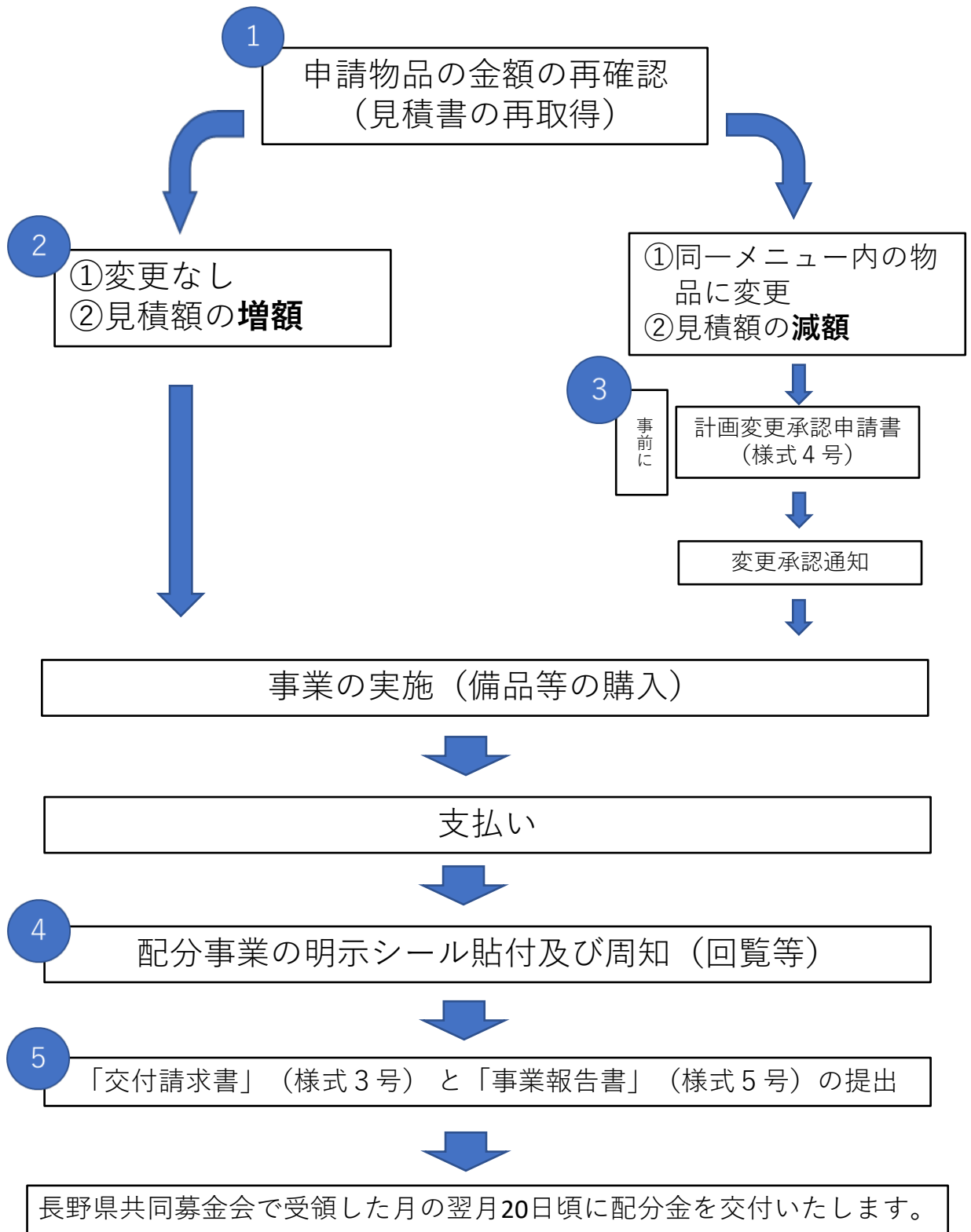
—安心・安全なまちづくり配分事業—



じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



流れについて (図表)



1 申請物品の金額の再確認

申請時より時間が経過していますので、改めて見積書等をお取りいただき金額を確認してください。

2 金額に変更がない場合又は総事業費が増額した場合

☆配分額に変更がありませんので、そのまま事業の実施（物品の購入等）を進めてください。

総事業費が増額した場合でも、配分額は増額しません。
→配分額の変更がないので、計画変更承認申請書は必要ありません。

※総事業費が増額となった場合

変更前（配分決定額）の金額がそのまま配分額の金額となります。（自己負担分が増える）
例)

<変更前>

総事業費：151,800円

配分決定額：151,000円

（千円未満切捨て）

<変更後>

総事業費：162,800円

配分額：151,000円

3 メニュー内の他の物品への変更の場合 又は総事業費が減額した場合

☆物品が変わる場合・見積額が減額した場合は、配分決定時と配分額が変わる可能性があるため、事前に計画変更承認申請書（様式4号）を提出いただき、新たに変更承認通知を受け取ってから事業の実施（物品の購入）を進めてください。

※総事業費が減額となった場合

総事業費と20万円のいずれか低い額（千円未満切捨て）

例）パターン1（配分額が変わらない場合）

<変更前>

総事業費：236,500円

配分決定額：200,000円

（千円未満切捨て）

<変更後>

総事業費：233,200円

配分額：200,000円

パターン2（配分額が減額される場合）

<変更前>

総事業費：214,500円

配分決定額：200,000円

（千円未満切捨て）

<変更後>

総事業費：199,100円

配分額：199,100円

4-1 配分事業の明示

赤い羽根共同募金の配分を受けて事業を行ったことを県民寄付者の皆様に知っていただくため、決定通知に同封しているシールを物品に貼付してください。シールが足りない場合は追加で送付いたしますのでご連絡ください。



4-2 配分事業の周知

自治会内の住民の皆様には回覧等で赤い羽根共同募金の配分を受けて事業を実施した旨の広報を行ってください。特に様式の指定はありませんので、広報誌や右記のような回覧によりお知らせを行ってください。

回覧

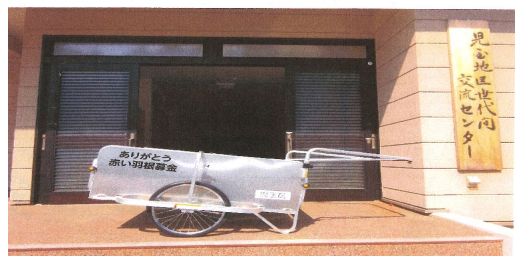
区民 各位

令和〇年 〇月 〇日

〇〇区長 〇〇〇〇
地区社協会長 〇〇〇〇

移動用物品の整備について

〇〇区では、長野県共同募金会「安心・安全なまちづくり活動公費配分事業」の配分金を受け、負傷者・障がい者等移動用物品（リヤカー）を、購入整備しました。今後は、災害等非常時に際し、負傷者や障がい者等を、避難所へのスムーズな移動・避難搬送、物資の運搬等のために活用させていただきます。



5 交付請求と事業実施報告 (事業実施完了後30日以内に提出してください)

「交付請求書」(様式3)と「事業報告書」(様式5)の提出

提出先：地元の市町村共同募金委員会（支会）
（地元の市町村社会福祉協議会内）

その他注意事項

①やむを得ず中止をしたい場合

やむを得ない理由により事業が行えない場合は、「辞退届」を提出し、長野県共同募金会の承認を得てください。

「辞退届」につきましては、市町村共同募金委員会（支会）を通して長野県共同募金会にお問い合わせください。

②配分金の管理について

会計の手続きの関係法令の定めがある団体は、規定されている手続きに基づき、適切に経理事務を行ってください。

前述に該当しない団体は、配分金の管理及び用途についての帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておいてください。

③管理期間等について

本会の配分により購入した物品については、購入した年の翌年度から5年間を本会管理期間としますので、大切に使用してください。

万が一、管理期間中にやむなく改造・処分等の必要が生じた場合は速やかに本会に照会を行い、指示を受けてください。

④その他

- (1) 地元の共同募金委員会等から募金運動等への協力依頼があった場合には、支障のない限りご協力をお願いします。
- (2) 地域住民への共同募金配分事業の積極的な広報を行ってください。
 - ・地元マスコミ等の取材があった場合は、必ず「赤い羽根共同募金」による配分であることを伝えてください。
 - ・上記事項を行った場合、内容が確認できるものを実施報告・交付請求時に添付してください。
- (3) 提出いただく写真はホームページなどに掲載するためプライバシー等に配慮し、事前に個人の承諾を得た写真としてください。
- (4) 配分事業が募金運動関係者と長野県民の皆様のご寄付により成し得たことを関係者は常に理解していただき寄付者の意思に反する行為は行わないようにお願いします。

社会福祉法人 長野県共同募金会
〒380-0871
長野県長野市西長野143-8
TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024
Email : nkyobo@akaihane-nagano.or.jp



長野県共同募金会
ホームページ





健 健康でいきいきと暮らし続けられる
地域づくりを支えます



子 生きづらさを抱える
子ども・若者とその家族を支えます

支える人も 支える募金



災 災害ボランティア活動・
防災・減災活動を支えます



誰 誰をも受け入れ、誰もが参加できる
地域づくりを支えます



生 生活に困難を抱える
人たちを支えます

じぶんの町に、困っている人がいる。その人たちが一番必要としているもの、それは人のチカラです。
手をとって、支えてくれる人の存在です。では、その活動資金は、どうしましょう。
赤い羽根共同募金は、困っている人を「支える人を支える募金」。それが、赤い羽根の役割なのです。

赤い羽根共同募金



スマホからも、
募金できます！

